



基安安発第 0420002 号
平成 18 年 4 月 20 日

社団法人日本建設機械化協会
担当理事 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

労働安全衛生法等の一部改正に伴うリーフレットの送付について
(危険性又は有害性等の調査等及び計画届の免除認定制度関係)

労働災害防止対策の推進につきましては日頃より御協力いただき感謝申し上げます。

さて、今般、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則の一部が改正され、一定の業種（注）に属する事業場については、危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）及びその結果に基づく措置の実施が努力義務とされたところです。

さらに、当該調査の実施も含めた労働安全衛生マネジメントシステムを適切に実施している等一定の要件を満たすことを労働基準監督署長が認定した事業者に対しては、労働安全衛生法第 88 条第 1 項及び第 2 項に基づく計画の届出義務が免除されることになりました。

つきましては、これらの制度の内容を詳しく説明したリーフレットを別添のとおり作成いたしましたのでご活用ください。また、傘下会員企業等に対して周知していただきますようお願い申し上げます。

なお、本リーフレットについては、都道府県労働局、労働基準監督署においても配布しており、また、厚生労働省ホームページにも掲載する予定であることを申し添えます。

（注）：リスクアセスメントの実施に努めなければならないとされた業種

○化学物質等に関するものについて

全業種

○それ以外について

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

リスクアセスメントをやってみよう

危険性又は有害性等の 調査等に関する指針

生産工程の多様化・複雑化が進展するとともに、新たな機械設備・化学物質が導入されるなど、労働災害の原因が多様化し、その把握が困難となっています。

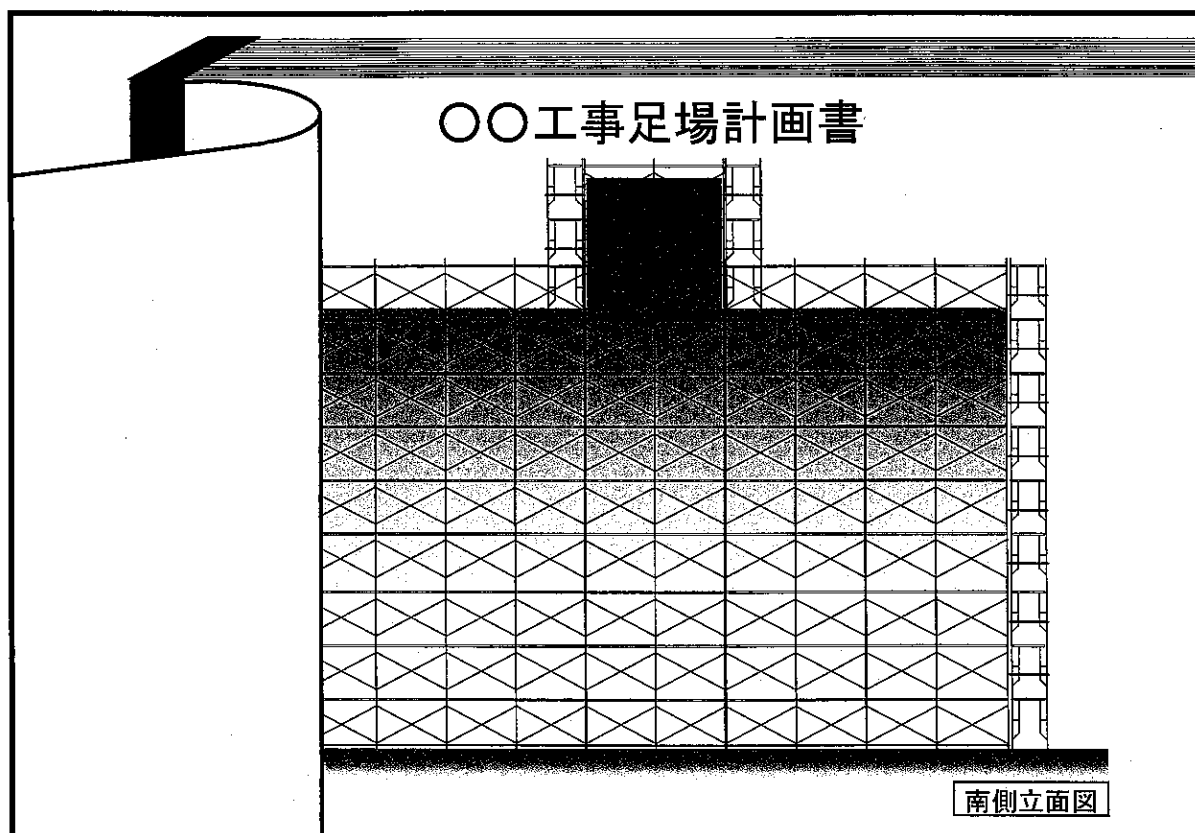
このため、法令に規定される最低基準としての災害防止対策を遵守するだけでなく、自主的に個々の事業場の危険性又は有害性等の調査を実施し、その結果に基づいて適切な労働災害防止対策を講じることが求められています。

本指針は、労働安全衛生法第28条の2に基づいて、各事業場においてこれらの措置が適切に実施されるよう、その基本的考え方及び実施事項を定めたものです。

RISK ASSESSMENT

厚生労働省・都道府県労働局
労働基準監督署

計画届の 免除認定制度について



労働安全衛生法の改正により、労働安全衛生マネジメントシステムを適切に実施していると労働基準監督署長が認定した事業場については、機械等を設置する際に行う計画の届出義務が免除されます。

厚生労働省・都道府県労働局
労働基準監督署